

参考統計表

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成26年～令和5年) 一高裁・地裁・簡裁-----	1	
[参考グラフ] 通常訴訟事件、略式請求事件の推移			
(平成26年～令和5年) 一高裁・地裁・簡裁-----		1	
[参考グラフ] 通常第一審事件の新受人員の推移		(昭和24年～令和5年) 一地裁-----	2
第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成26年～令和5年) 一高裁・地裁-----	3	
第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(令和5年末現在) 一地裁-----	4	
[参考グラフ] 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移			
(平成16年～令和5年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁-----		5	
第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	6	
第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	7	
第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	8	
第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成26年～令和5年) 一地裁-----	9	
第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成26年～令和5年) 一簡裁-----	10	
第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	11	
[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移			
(平成26年～令和5年) 一地裁-----		11	
第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(令和元～5年) 一地裁・簡裁-----	12	
第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	13	
第11表 刑訴法332条による移送人員	(平成26年～令和5年) 一簡裁-----	13	
第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	14	
第13表 控訴申立人員及び控訴率	(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁-----	15	
第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成26年～令和5年) 一高・地・簡裁総数-----	16	
第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(令和5年) 一地・簡裁総数-----	17	
第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成26年～令和5年) 一地・簡裁総数-----	17	
第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成26年～令和5年) 一地裁-----	18	
第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成26年～令和5年) 一地裁-----	18	
第18表 逮捕状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁-----	19	
第19表 差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁-----	20	
第20表 勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁-----	21	
第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁-----	22	
第22表 準抗告事件の処理状況	(平成26年～令和5年) 一地裁-----	23	
第23表 医療観察処遇事件における終局区分	(平成26年～令和5年) 一地裁-----	24	
最高裁判所事務総局刑事局 (令和6年4月24日作成)			

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成26年～令和5年) 一高裁・地裁・簡裁

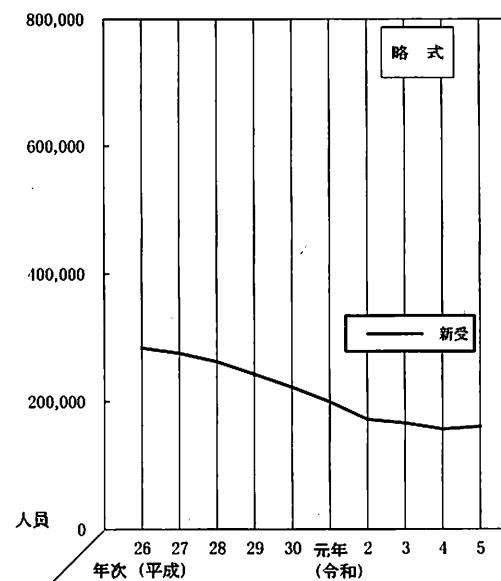
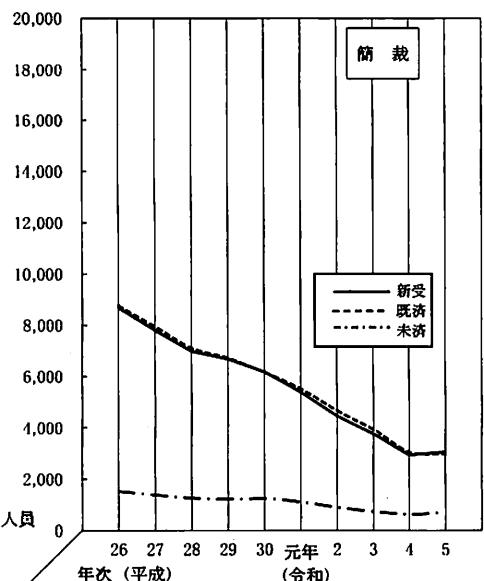
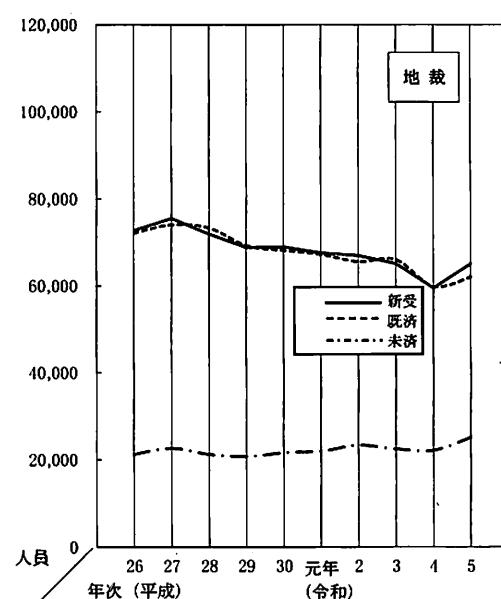
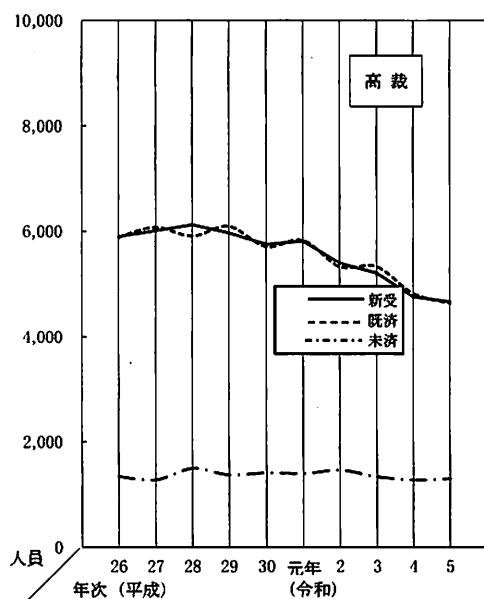
区分 年次	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高裁			地裁			簡裁			
新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員		
平成 26 年	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478
令和 元 年	5,814	5,828	1,400	67,554	67,221	21,987	5,384	5,519	1,111	199,510
2	5,398	5,332	1,466	66,939	65,561	23,365	4,472	4,676	907	171,830
3	5,205	5,331	1,340	65,151	66,020	22,496	3,759	3,928	738	165,750
4	4,759	4,820	1,279	59,503	59,838	22,161	2,949	3,060	627	156,346
5	4,663	4,639	1,303	64,987	62,032	25,116	3,070	2,989	708	160,466

(注) 1 延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

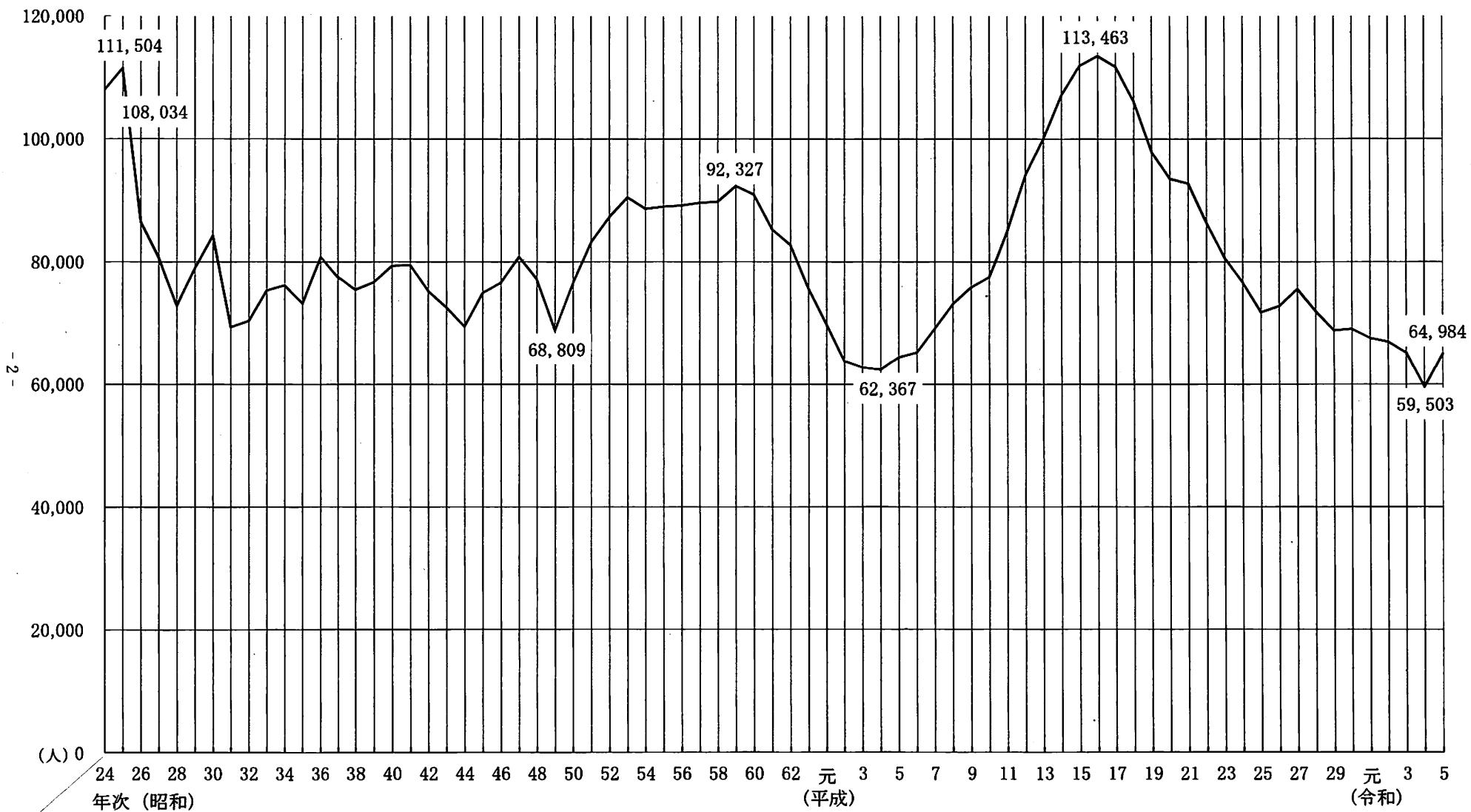
2 令和5年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～令和5年）－地裁



(注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。

2 令和5年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成26年～令和5年) - 高裁・地裁

裁判所 長期化事由 年次	高 裁			地 裁			
	総 数	事案複雜等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雜 等		逃 亡 等
					2年を超える	3年を超える	
平成 26 年	16	4	12	158	50	16	92
27	17	3	14	152	53	12	87
28	14	1	13	184	73	20	91
29	11	6	5	178	65	34	79
30	7	1	6	191	61	47	83
令和 元 年	9	1	8	193	81	33	79
2	9	2	7	231	108	35	90
3	12	4	8	277	123	55	99
4	17	9	8	269	117	57	95
5	23	14	9	271	137	43	91

(注) 1 概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由

(令和5年末現在) 一地裁

審理長期化の事由	係属事件数	事案複雑									その他の			
		被告人多數	訴因	争点整理に時日を要した	証時提出を示要手続にた	証人調査等に時日を要した	証公人判明等に多數のた	鑑定に時日を要した	被多數の公人質問等を要した	その他	紛糾等のため実体審理のた	公多判数	関連事件の	その他
罪名														
総 数	145	(4.1) 6	(26.2) 38	(57.9) 84	(37.9) 55	(53.1) 77	(24.8) 36	(6.2) 9	(7.6) 11	(35.2) 51	(1.4) 2	(17.2) 25	(2.8) 4	(20.0) 29
法定合議	56	2	14	39	28	38	5	7	2	15	-	12	1	9
うち裁判員裁判対象事件	46	1	10	33	25	32	1	7	1	14	-	9	-	7
裁定合議	43	3	9	29	18	22	16	-	4	17	2	9	1	9
単独	46	1	15	16	9	17	15	2	5	19	-	4	2	11
詐欺	30	-	17	10	7	10	16	-	6	14	1	3	-	7
殺人	19	-	3	13	15	13	1	4	1	6	-	4	-	2
強盗・同致死傷	10	-	3	7	5	5	-	1	-	1	-	-	1	3
覚醒剤取締法違反	8	-	1	3	2	4	1	-	1	5	1	1	-	2
窃盜	7	1	2	4	-	3	1	1	1	3	-	2	-	-
強制わいせつ・同致死傷	6	-	1	2	1	3	2	-	-	-	-	1	-	2
傷害	6	1	-	2	-	1	3	1	1	2	-	1	-	2
過失運転致死傷	5	-	-	4	3	4	1	-	-	3	-	1	-	1
組織的犯罪処罰法違反	5	2	2	4	3	5	2	-	1	2	-	-	-	1
傷害致死	4	-	1	2	1	3	-	-	-	3	-	1	-	1
現住建造物等放火	3	-	-	3	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-
(準)強制性交等・同致死傷	3	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	2	-	1
有印公文書偽造・同行使	2	-	1	2	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-
業務上過失致死傷	2	-	-	2	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-
電子計算機使用詐欺	2	-	2	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	1
信任	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	2	1	-	2	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1
業務上横領	2	-	1	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-
大麻取締法違反	2	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1
麻薬特例法違反	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-
関税法違反	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-
不正競争防止法違反	2	1	-	1	1	2	1	-	-	1	-	-	-	-
その他の	19	-	1	14	10	11	2	-	-	7	-	3	1	6

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によつた。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

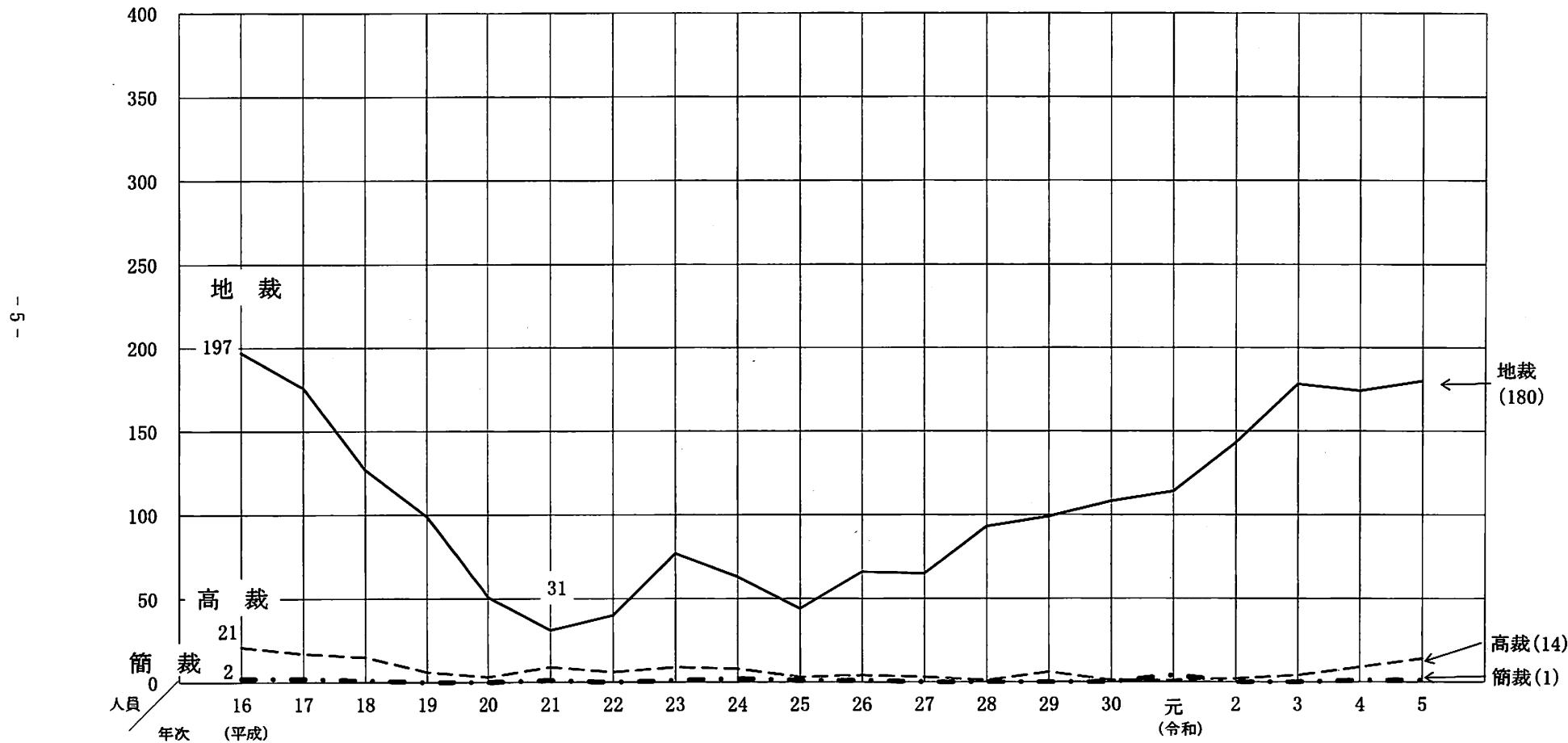
6 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

7 「(準)強制性交等・同致死傷」には、監護者性交等同致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦、同致死傷を含む。

8 () 内は係属件数に対する%である。

[参考グラフ] 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成16年～令和5年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 係属 2 年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員		
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数
地 裁	平成 26 年	42,307	25,077	2	25,073	2	24,242
	27	42,444	25,518	-	25,529	-	24,859
	28	41,775	24,837	-	24,769	-	24,036
	29	39,959	23,964	-	23,958	-	23,251
	30	40,643	29,566	1	29,553	1	28,565
	令和 元 年	38,180	31,037	-	31,025	-	29,977
	2	38,388	30,642	-	30,705	-	29,764
	3	36,080	28,898	1	28,891	1	27,607
	4	34,030	26,557	-	26,597	-	25,891
	5	38,536	31,121	1	31,091	1	30,161
簡 裁	平成 26 年	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643
	令和 元 年	55,935	49,785	-	49,699	-	48,323
	2	52,947	47,444	-	47,441	-	46,248
	3	51,456	45,875	-	45,908	-	44,962
	4	50,658	45,121	-	45,088	-	44,253
	5	53,896	49,163	-	49,145	-	48,061

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 令和5年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁							簡 裁								
	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人員
平成 26 年	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)
	52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77	
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)
	54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93	
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)
	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79	
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)
	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75	
30	49,811	(99.6)	(80.0)	(19.1)	(14.2)	(84.5)	(68.1)	(0.4)	5,051	(98.7)	(87.2)	(8.6)	(6.6)	(92.0)	(81.7)	(1.3)
	49,623	39,839	9,509	7,096	42,080	33,932	188		4,987	4,403	435	334	4,645	4,125	64	
令和 元 年	48,751	(99.6)	(78.7)	(17.0)	(13.5)	(85.0)	(67.4)	(0.4)	4,511	(98.4)	(85.6)	(8.4)	(6.5)	(90.9)	(79.9)	(1.6)
	48,538	38,387	8,264	6,574	41,456	32,841	213		4,441	3,862	378	294	4,102	3,603	70	
2	47,117	(99.5)	(78.9)	(16.5)	(13.4)	(85.5)	(67.6)	(0.5)	3,901	(98.4)	(85.7)	(7.7)	(6.1)	(91.7)	(80.6)	(1.6)
	46,901	37,159	7,764	6,324	40,276	31,852	216		3,840	3,345	302	237	3,579	3,144	61	
3	46,735	(99.6)	(79.0)	(17.7)	(14.3)	(84.5)	(67.0)	(0.4)	3,291	(98.0)	(85.5)	(8.0)	(6.2)	(90.8)	(79.7)	(2.0)
	46,527	36,921	8,258	6,705	39,503	31,320	208		3,226	2,813	262	205	2,988	2,624	65	
4	42,278	(99.5)	(78.6)	(17.9)	(14.5)	(84.2)	(66.2)	(0.5)	2,629	(98.1)	(84.7)	(9.2)	(6.4)	(90.2)	(79.4)	(1.9)
	42,072	33,210	7,549	6,140	35,591	27,996	206		2,578	2,226	243	168	2,372	2,088	51	
5	43,882	(99.3)	(78.5)	(17.4)	(14.2)	(84.7)	(66.7)	(0.7)	2,518	(98.1)	(84.7)	(8.1)	(6.1)	(91.0)	(79.4)	(1.9)
	43,590	34,439	7,657	6,237	37,159	29,291	292		2,471	2,134	203	153	2,292	2,000	47	

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ()内は各終局人員に対する%である。

4 令和5年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分	通常第一審事件全体						自白						否認								
		終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	
			受理から終局まで回	受公理判から期日第1まで回					受公理判から期日第1まで回	第1から終局公局まで期日	受公理判から期日第1まで回					受公理判から期日第1まで回	第1から終局公局まで期日	受公理判から期日第1まで回				
	年次																					
地裁	平成 26 年	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	2.6
	27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.6
	28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	2.5
	29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	2.5
	30	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	2.6
	令和 元 年	48,751	3.4	1.8	1.6	2.7	1.2	0.7	(88.4) 43,073	2.8	1.7	1.1	2.3	1.2	0.5	(9.5) 4,639	9.3	3.4	5.9	6.3	1.5	2.5
	2	47,117	3.6	2.0	1.6	2.6	1.4	0.7	(88.7) 41,816	3.0	1.9	1.1	2.2	1.4	0.5	(8.7) 4,092	10.1	3.8	6.3	6.3	1.6	2.5
	3	46,735	3.7	2.0	1.7	2.7	1.4	0.7	(87.9) 41,068	3.0	1.8	1.2	2.3	1.3	0.5	(9.3) 4,335	10.6	3.9	6.7	6.5	1.6	2.6
	4	42,278	3.8	2.0	1.8	2.7	1.4	0.7	(88.1) 37,248	3.1	1.8	1.3	2.3	1.3	0.5	(8.9) 3,767	11.2	4.0	7.2	6.7	1.7	2.7
	5	43,882	3.9	2.1	1.8	2.8	1.4	0.7	(87.2) 38,284	3.2	1.9	1.3	2.4	1.3	0.5	(9.1) 3,990	11.4	4.3	7.1	6.6	1.7	2.6
法定合議	1,916	9.3	6.5	2.8	4.5	2.1	2.0	(62.4) 1,196	6.4	4.4	2.0	3.3	1.9	0.9	(35.5) 681	14.8	10.8	4.0	6.7	2.2	4.0	
	裁定合議	464	15.0	5.6	9.4	6.9	2.2	3.4	(40.3) 187	7.4	2.9	4.5	3.9	1.9	1.2	(58.6) 272	20.4	7.6	12.8	8.9	2.3	4.9
	単独	41,502	3.5	1.8	1.7	2.6	1.3	0.6	(88.9) 36,901	3.0	1.7	1.3	2.3	1.3	0.5	(7.3) 3,037	9.8	2.5	7.3	6.3	1.5	2.1
簡裁	令和5年	2,518	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.3	(88.1) 2,219	2.3	1.5	0.8	2.1	1.1	0.3	(4.9) 123	7.3	2.0	5.3	4.1	1.8	1.1

(注) 1 審人員である。

2 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

4 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

5 令和5年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔 (平成26年～令和5年) -地裁

年次	区分 終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 26 年	52,502 1,962	(3.7) 22,407	(42.7) 15,194	(28.9) 8,736	(16.6) 3,403	(6.5) 714	(1.4) 54	(0.1) 32	(0.1)	3.0	2.7	1.1
27	54,297 1,780	(3.3) 22,706	(41.8) 16,548	(30.5) 8,905	(16.4) 3,550	(6.5) 706	(1.3) 62	(0.1) 40	(0.1)	3.0	2.7	1.1
28	53,247 1,541	(2.9) 21,361	(40.1) 16,620	(31.2) 8,937	(16.8) 3,776	(7.1) 902	(1.7) 88	(0.2) 22	(0.0)	3.2	2.7	1.2
29	50,591 1,748	(3.5) 19,800	(39.1) 15,711	(31.1) 8,675	(17.1) 3,640	(7.2) 886	(1.8) 81	(0.2) 50	(0.1)	3.2	2.7	1.2
30	49,811 1,386	(2.8) 19,420	(39.0) 15,724	(31.6) 8,582	(17.2) 3,606	(7.2) 984	(2.0) 80	(0.2) 29	(0.1)	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	48,751 1,247	(2.6) 17,323	(35.5) 16,140	(33.1) 9,059	(18.6) 3,900	(8.0) 966	(2.0) 83	(0.2) 33	(0.1)	3.4	2.7	1.2
2	47,117 1,218	(2.6) 14,868	(31.6) 15,371	(32.6) 10,395	(22.1) 3,981	(8.4) 1,141	(2.4) 112	(0.2) 31	(0.1)	3.6	2.6	1.4
3	46,735 1,153	(2.5) 14,665	(31.4) 16,054	(34.4) 9,428	(20.2) 3,818	(8.2) 1,434	(3.1) 150	(0.3) 33	(0.1)	3.7	2.7	1.4
4	42,278 1,037	(2.5) 12,444	(29.4) 14,690	(34.7) 8,981	(21.2) 3,644	(8.6) 1,258	(3.0) 162	(0.4) 62	(0.1)	3.8	2.7	1.4
5	43,882 1,195	(2.7) 12,240	(27.9) 15,445	(35.2) 9,471	(21.6) 3,950	(9.0) 1,331	(3.0) 184	(0.4) 66	(0.2)	3.9	2.8	1.4

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和5年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成26年～令和5年) -簡裁

年次	区分 終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 26 年	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	(0.0) 0	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	(0.0) 0	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0
30	5,051	(4.4) 224	(57.0) 2,878	(26.4) 1,333	(9.9) 499	(1.9) 98	(0.3) 16	(0.1) 3	(0.1) 3	2.2	2.2	1.0
令和 元 年	4,511	(4.1) 185	(49.3) 2,224	(32.7) 1,474	(11.0) 496	(2.4) 108	(0.4) 18	(0.1) 4	(0.0) 2	2.4	2.3	1.1
2	3,901	(3.7) 144	(46.5) 1,813	(32.4) 1,263	(14.2) 554	(2.5) 99	(0.7) 26	(0.1) 2	(0.0) -	2.5	2.2	1.2
3	3,291	(4.1) 136	(47.7) 1,569	(32.9) 1,083	(12.0) 394	(2.6) 84	(0.7) 23	(0.0) 1	(0.0) 1	2.5	2.2	1.1
4	2,629	(4.2) 110	(46.5) 1,223	(33.2) 874	(13.1) 344	(2.3) 61	(0.5) 13	(0.1) 2	(0.1) 2	2.5	2.2	1.1
5	2,518	(3.6) 91	(47.0) 1,184	(34.7) 875	(11.6) 292	(2.0) 50	(0.8) 21	(0.1) 2	(0.1) 3	2.5	2.2	1.1

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

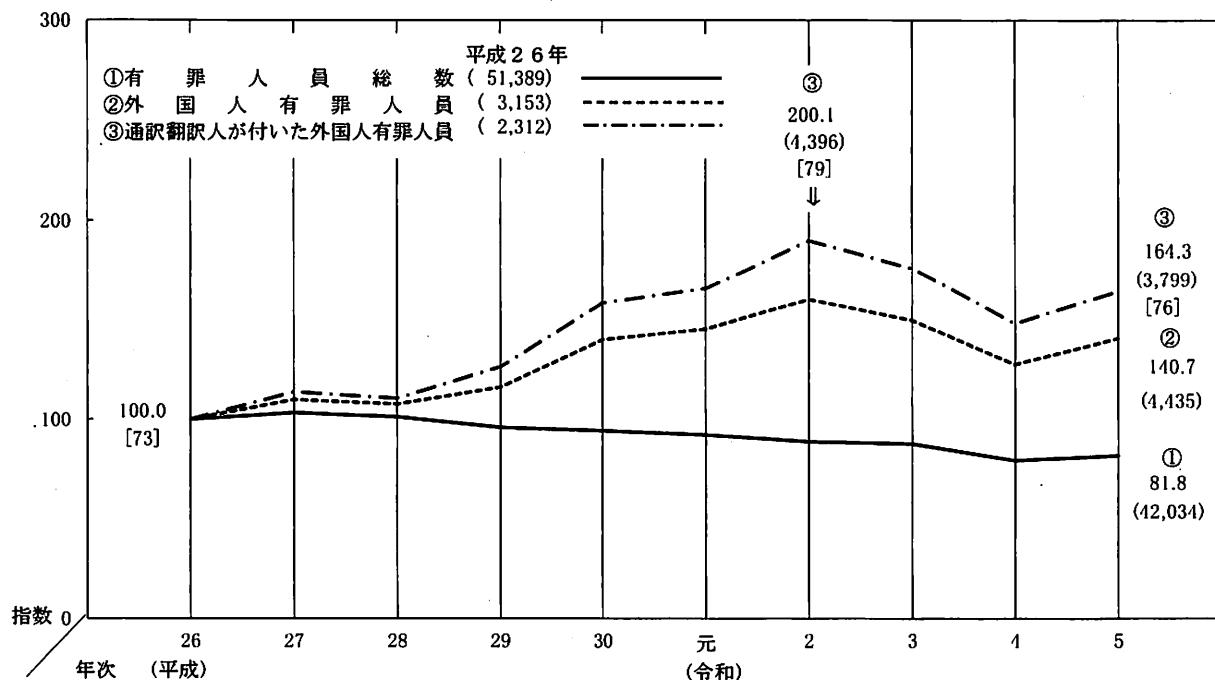
4 令和5年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員
(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人		有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人	
		うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人		うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人
平成 26 年	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,922	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55
令和 元 年	47,445	4,585	3,840	4,230	95	51
2	45,686	5,055	4,396	3,622	68	37
3	45,138	4,727	4,078	3,037	53	22
4	40,794	4,028	3,426	2,417	49	28
5	42,034	4,435	3,799	2,276	46	22

- (注) 1 実人員である。
 2 「通訳翻訳人が付いた外国人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。
 3 令和5年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移
(平成26年～令和5年) 一地裁



- (注) 1 平成26年を100とする指標である。
 2 ()内は実人員であり、[]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。
 3 令和5年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(令和元~5年) 一地裁・簡裁

言語	年次	令和元年	2	3	4	5
総 数		3,907	4,441	4,126	3,471	3,852
ベトナム語		1,180	1,660	1,627	1,209	1,558
中國語		1,084	1,034	837	691	621
北京語		1,055	984	821	679	600
廣東語		25	43	11	5	15
福建語		-	-	-	3	1
上海語		-	1	2	1	1
台灣語		2	1	1	-	1
その他の中中国語		2	5	2	3	3
タイ語		219	291	263	259	281
フィリピン(タガログ)語		264	263	225	239	238
ポルトガル語		219	209	214	188	211
英語		216	170	185	162	146
インドネシア語		98	112	117	114	123
スペイン語		129	135	102	91	97
カンボジア語		11	22	45	53	86
シンハラ語		70	89	104	129	82
ネパール語		74	73	71	57	67
韓国・朝鮮語		74	87	58	42	47
トルコ語		25	44	48	36	44
モンゴル語		27	25	28	24	29
ウルドゥー語		17	11	19	22	27
ペルシヤ語		27	21	20	28	24
フランス語		24	9	18	11	20
ベンガル語		11	10	20	23	19
アラビア語		16	29	9	2	18
ミャンマー語		22	15	18	15	16
タミル語		10	11	12	15	16
その他の		90	121	86	61	82

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 令和5年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成26年～令和5年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡 易 公 判 手 続				自白人員 (D)	簡 易 公 判 手 続			
		決 定 人 員 (B)	B A (C)	決 定 取 消人 員 B (C)	C B (C)		決 定 人 員 (D)	E D (E)	決 定 取 消人 員 (F)	F E (F)
平成 26 年	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-
30	42,672	42	0.1	9	21.4	4,631	5	0.1	1	20
令和 元 年	41,570	1	0.0	1	100.0	4,107	-	-	-	-
2	40,399	24	0.1	1	4.2	3,538	3	0.1	-	-
3	39,745	34	0.1	-	-	2,958	1	0.0	-	-
4	36,108	16	0.0	5	31.3	2,336	3	0.1	-	-
5	37,088	13	0.0	-	-	2,219	5	0.2	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

3 概数であり、令和5年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成26年～令和5年) - 簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)	B A % .	
			B	A
平成 26 年	7,165	69	0.96	
27	6,590	76	1.15	
28	5,856	65	1.11	
29	5,524	91	1.65	
30	5,051	92	1.82	
令和 元 年	4,511	59	1.31	
2	3,901	79	2.03	
3	3,291	91	2.77	
4	2,629	62	2.36	
5	2,518	91	3.61	

(注) 1 実人員である。

2 (B) は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 令和5年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成26年～令和5年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	終局人員	即決裁判手續の申立てのあつた人員		
				うち 即決裁判手続により審判する旨の決定のあつた人員	うち 即決裁判手續により審判する旨の決定が取り消された人員
地裁	平成26年	52,502	747	743	2
	27	54,297	550	547	1
	28	53,247	370	368	2
	29	50,591	678	657	3
	30	49,811	326	315	—
	令和元年	48,751	92	90	—
	2	47,117	165	163	1
	3	46,735	139	137	—
	4	42,278	45	45	—
	5	43,882	17	17	—
簡裁	平成26年	7,165	56	56	—
	27	6,590	22	22	—
	28	5,856	17	17	—
	29	5,524	69	69	—
	30	5,051	33	33	1
	令和元年	4,511	11	11	—
	2	3,901	5	5	—
	3	3,291	9	8	—
	4	2,629	2	1	—
	5	2,518	1	1	—

(注) 1 実人員である。

2 令和5年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成26年～令和5年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成26年	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,073	11.4	48,612	5,819	12.0	4,774	254	5.3
令和元年	51,788	6,085	11.7	47,549	5,830	12.3	4,239	255	6.0
2	49,383	5,663	11.5	45,758	5,425	11.9	3,625	238	6.6
3	48,266	5,446	11.3	45,226	5,235	11.6	3,040	211	6.9
4	43,280	4,929	11.4	40,860	4,718	11.5	2,420	211	8.7
5	44,387	4,930	11.1	42,107	4,750	11.3	2,280	180	7.9

- (注) 1 実人員である。
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。
 3 令和5年は速報値である。

第14章 犯罪被害者保護関連法に基づく措置制度の実態

(平成26年～令和5年) 一高・堺・筋轄統計

（注） 1 本部事務所、横浜市

用事新規手続における和解の規定は、「元野球部等保護法第13条1項又は2項」、「児童扶養各保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 (正人事部長)、「歳出請求」及び「被災人年金見直し」(平成28年12月1日施行)の実情については、当該事件の経緯をもとに計上している。

4 「竹かい」、『述べり』、「ビオリンク(標記)」、「新書名題」、「意見述」、「新書等出版題序」及び「新書」の如きについては、平成28年までに決定がなされた日を基準に計上していく。

が、平成29年1月は当該事件のお局日を基準に計上しているが、平成28年以前に決算がなされ平成29年で事件が計上したものについては、決算がなされた日を基準に計上している。)。

5 「所持法299条の5第1項の請求をなさないし快をした上入場の者」については、平成28年4月1日から2024年3月31日までの期間に所持法299条の5第1項の請求をなさないし快をした上入場の者として扱われる。

6 本邦に記載された新規疾患の名前は、令和5年12月現在のものである。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(令和5年) 一地・簡裁総数

終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	（令和5年）一地・簡裁総数									
		うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士への 委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等	
総数	1,051	1,526	1,517	1,212	650	205	612	678	1,111	109	380
不同意わいせつ	185	222	222	194	156	37	85	106	160	30	113
(準)強制わいせつ致死傷	21	24	24	22	17	2	11	12	21	1	7
監護者わいせつ	12	14	14	14	12	1	7	9	12	3	6
不同意性交等	112	140	139	130	117	20	53	73	119	21	72
(準)強制性交等致死傷	20	28	28	27	25	6	16	20	26	8	15
監護者性交等	20	25	25	20	18	3	11	11	18	1	5
殺人	59	102	102	88	54	18	42	60	75	14	47
自殺関与及び同意殺人	4	11	11	11	-	1	3	11	7	-	11
傷害	114	126	125	109	76	10	44	50	91	11	35
傷害致死	29	52	52	44	27	8	27	16	37	2	13
危険運転致傷	16	16	16	9	4	1	5	2	13	1	-
危険運転致死	24	61	61	49	18	21	28	38	48	1	10
業務上過失傷害	3	7	7	6	1	-	2	1	5	1	1
業務上過失致死	9	67	63	60	4	-	30	39	24	-	-
重過失傷害	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
過失運転致傷	111	135	134	72	22	15	50	35	98	1	6
過失運転致死	216	367	366	262	38	47	161	148	266	4	15
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	2	2	2	-	-	2	2	2	-	-
無免許過失運転致傷	7	7	7	1	1	1	2	1	2	-	-
無免許過失運転致死	6	11	11	8	2	1	5	4	8	-	1
保護責任者遺棄等致死傷	1	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1
逮捕監禁	4	4	4	4	4	-	-	-	4	-	-
逮捕監禁致死傷	2	2	1	1	1	1	-	1	1	1	1
未成年者略取説拐	1	1	1	1	1	-	-	1	1	-	-
営利拐取等	9	11	11	11	11	-	4	6	11	2	3
強盗致傷	6	9	9	6	5	2	1	2	4	1	2
強盗致死（強盗殺人）	10	21	21	15	12	2	4	7	17	2	8
強盗・強制性交等	9	13	13	12	12	1	5	8	7	3	4
暴力行為等処罰二関スル法律違反（常習傷害）	1	1	1	1	1	-	1	1	-	-	-
道路交通法違反	25	31	31	26	7	6	12	11	24	-	-
その他	12	12	12	6	3	1	1	3	8	1	4

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名の

うち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「不同意わいせつ」には、令和5年法律第66号による改正前の（準）強制わいせつを含む。

5 「不同意性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の（準）強森及び集団（準）強森並びに令和5年法律第66号による改正前の（準）強制性交等を含む。

6 「（準）強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の（準）強森致死傷及び集団（準）強森致死傷を含む。

7 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

8 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死）をそれぞれ含む。

9 「強盗・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強盗強森を含む。

10 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成26年～令和5年)一地・簡裁総数

年 次	終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	（平成26年～令和5年)一地・簡裁総数								
			うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士への 委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
平成26年	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,378	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407
4	1,052	1,496	1,476	1,175	655	246	610	651	1,085	151	432
5	1,051	1,526	1,517	1,212	650	205	612	678	1,111	109	380

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和5年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成26年～令和5年) - 地裁

	新受	既済	未済
総 数	3,061	2,995	996
平成26年	287	264	83
27	320	307	96
28	300	306	90
29	314	295	109
30	289	309	89
令和元年	311	318	82
2	337	289	130
3	308	344	94
4	284	281	97
5	311	282	126

(注) 1 件数建てである。

2 令和5年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成26年～令和5年) - 地裁

	終局件数	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	2,995	264	307	306	295	309	318	289	344	281	282
認容・決定書	1,246	114	123	98	138	138	141	115	139	123	117
認容・口頭告知	29	4	4	1	4	3	3	3	6	-	1
棄却・決定書	5	-	2	-	1	-	-	1	-	1	-
棄却・口頭告知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項1号	10	-	-	-	-	3	1	-	3	1	2
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	26	2	1	7	1	2	5	2	4	2	-
却下・27条1項4号	3	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1
終了・38条1項	344	37	37	37	30	36	27	41	39	26	34
終了・38条2項1号	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
終了・38条2項2号	73	4	5	6	6	5	11	3	13	13	7
決定・その他	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和解	776	57	77	107	85	74	75	75	80	61	85
放棄	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
認諾	124	14	15	11	9	13	19	9	8	12	14
取下げ	344	28	40	39	20	33	35	37	50	42	20
その他	10	1	3	-	1	1	-	3	1	-	-

(注) 1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものと含む。

5 本表に記載された犯罪被害者保護法の条項は、令和5年12月末時点のものである。

6 令和5年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	令和 元 年	80,240	78,957	56	1,227	0.07	1.60	6,733	6,701	32	0.48
	2	76,622	75,498	38	1,086	0.05	1.47	6,352	6,323	29	0.46
	3	74,922	73,832	43	1,047	0.06	1.45	5,716	5,702	14	0.24
	4	74,491	73,531	29	931	0.04	1.29	5,040	5,023	17	0.34
	5	80,702	79,506	46	1,150	0.06	1.48	5,365	5,335	30	0.56
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	令和 元 年	67,186	66,096	45	1,045	0.07	1.62	4,453	4,432	21	0.47
	2	64,122	63,167	32	923	0.05	1.49	4,065	4,049	16	0.39
	3	63,710	62,789	38	883	0.06	1.45	3,767	3,757	10	0.27
	4	63,578	62,751	21	806	0.03	1.30	3,364	3,353	11	0.33
	5	68,239	67,237	26	976	0.04	1.47	3,608	3,591	17	0.47
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	令和 元 年	13,054	12,861	11	182	0.08	1.48	2,280	2,269	11	0.48
	2	12,500	12,331	6	163	0.05	1.35	2,287	2,274	13	0.57
	3	11,212	11,043	5	164	0.04	1.51	1,949	1,945	4	0.21
	4	10,913	10,780	8	125	0.07	1.22	1,676	1,670	6	0.36
	5	12,463	12,269	20	174	0.16	1.56	1,757	1,744	13	0.74

(注) 1 延べ人員である。

2 令和5年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等
(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) - 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付	却下	取下げ	B A %	B+C A %	請求 (D)	発付	却下	取下げ	E D %	E+F D %	請求 (G)	発付	却下	取下げ	H G %	H+I G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
令和 元 年	239,745	(1) 234,337	113	5,295	0.05	2.26	207,943	203,235	99	4,609	0.05	2.26	31,802	(1) 31,102	14	686	0.04	2.20
2	242,134	(5) 236,693	68	5,373	0.03	2.25	208,057	203,381	58	4,618	0.03	2.25	34,077	(5) 33,312	10	755	0.03	2.24
3	249,412	(7) 244,478	66	4,868	0.03	1.98	215,533	211,444	61	4,028	0.03	1.90	33,879	(7) 33,034	5	840	0.01	2.49
4	240,430	(2) 235,494	72	4,864	0.03	2.05	208,925	204,799	65	4,061	0.03	1.97	31,505	(2) 30,695	7	803	0.02	2.57
5	253,112	(3) 247,490	138	5,484	0.05	2.22	217,059	212,416	57	4,586	0.03	2.14	36,053	(3) 35,074	81	898	0.22	2.72

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和5年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数					簡 裁					地 裁							
	請求	発付	却下	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求	発付	却下	取下げ	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求	発付	却下	取下げ	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
令和 元 年	100,395	(2,714) 94,115	6,278	2	6.25	6.26	58,049	(119) 55,935	2,112	2	3.64	3.64	42,346	(2,595) 38,180	4,166	0	9.84	9.84
2	96,467	(2,824) 91,335	5,129	3	5.32	5.32	54,707	(106) 52,947	1,759	1	3.22	3.22	41,760	(2,718) 38,388	3,370	2	8.07	8.07
3	92,328	(2,729) 87,536	4,784	8	5.18	5.19	53,015	(98) 51,456	1,553	6	2.93	2.94	39,313	(2,631) 36,080	3,231	2	8.22	8.22
4	89,184	(2,620) 84,688	4,487	9	5.03	5.04	52,225	(65) 50,658	1,560	7	2.99	3.00	36,959	(2,555) 34,030	2,927	2	7.92	7.92
5	97,791	(3,023) 92,432	5,355	4	5.48	5.48	55,542	(98) 53,896	1,644	2	2.96	2.96	42,249	(2,925) 38,536	3,711	2	8.78	8.79

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和5年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和元～5年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員 終局前(D) 終局後(E)		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %	
				終局前(D)	終局後(E)					
総 数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	478	66.1	32.0	18.0	58.7
	27	83,387	55,517	22,812	14,233	817	66.6	41.1	25.6	66.0
	令和 元 年	72,938	46,263	23,223	14,811	1,352	63.4	50.2	32.0	69.6
	2	71,411	45,251	23,880	14,352	781	63.4	52.8	31.7	63.4
	3	68,910	42,587	23,073	13,675	652	61.8	54.2	32.1	62.1
	4	62,452	38,738	20,949	12,553	577	62.0	54.1	32.4	62.7
	5	68,057	41,854	21,718	13,019	540	61.5	51.9	31.1	62.4
簡 裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	27	7,821	4,936	1,379	716	10	63.1	27.9	14.5	52.6
	令和 元 年	5,384	3,183	995	564	22	59.1	31.3	17.7	58.9
	2	4,472	2,564	999	518	13	57.3	39.0	20.2	53.2
	3	3,759	2,056	789	373	10	54.7	38.4	18.1	48.5
	4	2,949	1,635	688	329	11	55.4	42.1	20.1	49.4
	5	3,070	1,677	734	356	9	54.6	43.8	21.2	49.7
地 裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	475	65.9	34.4	19.5	59.1
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	807	66.9	42.4	26.7	66.8
	令和 元 年	67,554	43,080	22,228	14,247	1,330	63.8	51.6	33.1	70.1
	2	66,939	42,687	22,881	13,834	768	63.8	53.6	32.4	63.8
	3	65,151	40,531	22,284	13,302	642	62.2	55.0	32.8	62.6
	4	59,503	37,103	20,261	12,224	566	62.4	54.6	32.9	63.1
	5	64,987	40,177	20,984	12,663	531	61.8	52.2	31.5	62.9

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度 1 人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 令和 5 年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成26年～令和5年) -地裁

事項	年次	地裁	
		裁判所区分	新受人員 原裁判又は原処分の取消し・変更の あったもの
刑訴法 429条	平成26年	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
	30	13,263	2,541
	令和元年	14,643	2,832
	2	15,347	2,906
	3	15,154	2,789
	4	13,988	2,534
	5	15,053	2,744
刑訴法 430条	平成26年	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6
	30	102	8
	令和元年	123	5
	2	142	14
	3	107	15
	4	139	15
	5	165	14

(注) 延べ人員であり、令和5年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成26年～令和5年) 一地裁

区分 年次	終局 人員	終局区分														その他	
		入院・通院 (33条1項)							退院・入院継続 (49条又は50条)				処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)				
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割 合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項			
		入院 (1号) (A)	通院 (2号) (B)	医療を行わない旨の決定 (3号) (C)		対象行為を行っていな い(1号)	心神喪失者等では ない(2号)		入院継続 確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間 延長決定等 (1号)	医療終了 (2号)	入院 (1号) (2号) (2号) (61条3項の場合も含む)	棄却 (3号)	処遇終了 (3号)	
総数	18,298	2,394	276	413	77.7	6	74	1	11,457	2,101	348	166	667	69	12	1	311
平成26年	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21
30	1,810	242	25	41	78.6	-	11	1	1,093	243	28	15	71	5	2	-	33
令和元年	1,715	213	23	37	78.0	2	7	-	1,095	183	29	21	71	8	1	1	24
2	1,773	236	33	31	78.7	1	7	-	1,150	172	28	17	64	6	1	-	27
3	1,857	237	24	37	79.5	-	9	-	1,209	192	34	16	59	9	1	-	30
4	1,909	248	24	37	80.3	1	3	-	1,244	206	36	9	53	10	1	-	37
5	1,839	199	15	33	80.6	1	5	-	1,211	227	40	16	59	5	1	-	27

(注) 1 実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 令和5年の数値は速報値である。